

企業の経営行動からみた会計及び税制のポイント

持永勇一*

1. はじめに

金融ビッグバンにおいて新しい会計基準が設定・適用されるなかで、経営者は期待されているであろう利害調整を行いながら、その一方で透明性の高いディスクロージャー要求に应运ってきた。この期間は株式市場の停滞期であったため、有価証券の減損損失額が多額に計上され、また、ゼロ金利政策が採られたこともあり、退職給付会計における将来予測給付債務（PBO）の割引計算等にも大きな影響を与えるなど、経営者として難しい舵取りが求められていた。その一方で、多額の損失計上が評価損中心であったため企業のキャッシュ・フローは大きくは痛まず、また、ゼロ金利政策も支払利息の軽減をもたらしたために、資金面では企業の体力は温存され、自己株式の消却など従来とは異なる戦略を採用することを可能とした。

証券市場では、新興市場の整備が行われ、また、インターネット・トレーディングなどのインフラ整備も行われたことから、従来とは異なる投資家が誕生した。このため、企業が経営戦略上、念頭に置くべき利害関係者の範囲にも変化が見られるようになり、買収防衛策についての議論も喧しい状況になっている。

このように近年における企業環境の変化には著しいものがあるが、会計基準及び税制が与えた影響に焦点を当てることにより、今後の制度の見直しについて考察してみたい。

2. 収益動向から見た日本企業の経営の特徴

この40年にわたる企業業績（別紙、法人企業統計）を概観すると、国内企業全体の税引前利益率は単純平均で1.0%であり、またこの期間での最高利益率2.1%、最低は0.0%であることから、非常に低い収益性の下で推移してきていることがわかる。この数値は国内企業全体の平均であり、なかには高収益性を謳う企業も存在するが、一般的にはその高い収益性を大きなボリュームで長期間に実現することは困難であることから、利益率1.0%は実感できる数値である。このような低収益で経営を行わなければならないという環境下では、リスク回避型、事前調整型の経営手法がとられるというのが常識的な解である。

（注） アメリカ企業や他国の企業全体の収益性を長期にわたり比較分析した資料は入手できな

*新日本監査法人代表社員・公認会計士。なお、本稿は著者兩名の個人的見解であり、金融庁の公式見解ではない。

ったが、ROAに注目して分析した資料としては、「ROAの国際比較分析－我が国企業の資本収益率に関する考察」（2003年、亀田制作・高川泉、日本銀行調査統計局）がある。この論文の結果、分析対象期間1984年度から2001年度のほとんどの時期において、アメリカ、英国、英国以外の欧州、アジアよりも低いことが示されている。

また、「鶏か卵か」の議論はあるが、終身雇用制度が採用され、株主のうちに国内投資家が占める割合が高く、経営トップと従業員の報酬・給料の格差があまりないなど、「家族的経営」といわれる特徴が我が国も企業には垣間見られる。このような状況を概観すると、我が国においては今さらCSR（企業社会責任）と声高に叫ばなくとも、従来から築いてきた良質の製品やサービスを廉価で供給してきているとの一定の国際的な評価からは、企業収益とCSRはゼロサムであるとの狭義のCSRの理解（欧州では理解が一步進み、社会と企業が共にWIN-WINの関係になることとされ、将来の利益に対する投資であるとの考え方に変わってきていることが報告されている。「市場の進化」と社会的責任経営、2003年、社団法人経済同友会）からは、日本企業は長年にわたり、社会に貢献してきたのではないかと評価することが出来るかもしれない。ましては、我が国の旧来からの文化に「もったいない」をはじめとする、社会との共存関係を大事にするとの根本的な考えが存在しているからである。

しかし、企業を取り巻く環境は変化し続けており、終身雇用制度を謳い文句に採用活動を行う企業は表面的には見えなくなり、新卒者自身も期待していないように見受けられる。しかし、この労働環境についても、一時は労働力を海外に求めたメーカー等が多くなり、国内労働市場の採用活動が低調な時期があったが、適時に顧客ニーズを生産現場に伝えられないなど、設計部門へのフィードバックが不十分であったり、市場に受け入れられない魅力のない製品を製造してしまう弊害が判明したことなどの理由から、国内ラインでの製造に回帰する動きも何年も前から見受けられている。また、ものづくりの重要性についても再認識する動きもあり、労働市場だけではなく、エンド・ユーザーが消費する製品市場からの情報を適切に汲み上げる仕組などが古くて新しい問題として研究されている。

また、証券市場全体として、外国人投資家が保有する株式数が占める割合が高くなり、経営者の報酬もその責任が重いことが株主代表訴訟などにより自覚された裏返しとして、高額にする企業も増えている。

さらに、市場構造の変化も生じており、家庭電化製品の価格決定権はメーカーから量販店に移転し、メーカーは国際的にも高品質で高機能の製品を製造・販売しているにも関わらず、利益が出ないという厳しい状況も生じており、社会（利害関係者）と企業との関係も絶えず変化していると考えられる。最近では、量販店からネット需要に価格決定権が移転しているとの観察があり、コンピュータの高性能化に加え、通信インフラが整備されたことにより、従来では想定しえなかった第三の力が生まれてきている。

3. 会計基準の特徴

3.1 帰納法的アプローチから演繹的アプローチへ

会計基準の設定方法としては、帰納法的アプローチと演繹的アプローチという2つのアプローチ方法から説明されることがある。従来は、社会一般の企業活動を反映させる会計慣行や慣習か

ら一つの方向性を導き出し、会計基準が作成されるという帰納法的アプローチにより会計基準が設定されることが多かったと考えられる。しかし、近年における設定方法は、潜在化するリスクを顕在化させる目的や資産・負債アプローチによる資産等の定義に合致する基準を作成するという演繹的アプローチによる設定に大きく舵取りが変更されてきていると評価できる。

その大きな理由としては、グローバリゼーションという用語で表現される経済活動や企業行動が大きく影響しているのではないかと考えられる。具体的には、ボーダーレス化した投資資金の移動、外国人投資家比率の増加（東京証券取引所の「東証統計月報」によると、平成17年3月末で23.7%、平成13年度及び14年度に一時的な減少が見受けられたが、昭和63年度以降増加してきている。このため株価変動要因として外国人投資家による投資行動が与える影響が大きくなっている）、日本企業による海外での生産展開などが、大きな影響をもたらしてきている。この流れのなかで、国際的に比較可能な会計基準の設定が望まれるのは、当然の帰結（IOSCOにおける1994合意、一定の条件をクリアするコア・スタンダードの設定により、国際市場で資金調達する際に利用される会計基準の設定）と考えられる。確かに近年において、日本企業は国内投資家やアナリストに対してのみ企業情報を発信すれば足りるという状況ではなくなっており、企業は自主的なIR活動として、海外投資家向けのアニュアルレポートの作成・配布、及び海外でのアナリスト向け説明会などの活動を積極的に行っている。

3.2 グローバリゼーションと演繹的アプローチ

金融主導やIT関連など先端といわれる分野でのグローバリゼーションと呼ばれる流れは確かにあるが、その一方で、株主は従来通り国内投資家のみから構成され、資材購入先や販売先も国内の取引先のみであるという企業も多く、グローバリゼーションの波をあまり実感できないという企業が多いのも事実である。このため、会計基準については、現行のままでよいという意見や、国際的な会計基準との調和化を望む声だけでも約半数寄せられている（「企業会計制度に関する国内企業調査報告書」、2004年、経済産業省）。このような企業の声に対し、IASBでの会議内容を側聞すると、様々な経済環境や企業による種々雑多な取引を裁くルールを一つの会計基準として整理するために、一定の前提条件を提示して議論が行われており、残念ながら実態と遊離したバーチャルでの議論となっているのではないかという印象を拭えない感がある。

例えば、交通を例に説明すると、右側通行のアメリカや他の多くの国々に対して、我が国やイギリス等では左側通行である。共通の交通のルールの策定に際し、どのようなシグナルの設置を義務付けるかを検討する際に、左側通行と右側通行が混在した議論では具合が悪いので、一つ的前提をおくのが通常採用される手法である。いったん前提を置いた議論では、よほど慎重に議論を進めなければ一つの方向に偏る危険があり、また、前提にはしなかった状況への適合性の検討が置き去りにされることが多いと考えられる。

このように会計実態を適切に裁くルールとして期待されるにも関わらず、経済実態が必ずしも同じではない多くの参加国の代表が包括的な会計基準を設定しようとする、一定の前提を置かなければ議論は収斂しにくい、基本的な一定の前提を置くことが有効になるが、この設定された前提と会計事象の実態が必ずしも一致しなければ、最終的な会計基準の利用者にとっては理解しがたい代物となり、準拠しようとの想いも失せてしまうのではないかと考える。出来上がった会計基準を自国基準と調整しようにも、現実感が乏しいだけに、国内の産業界から厳しい反発を買っているのが、現時点における混乱をもたらしている大きな原因の一つではないかと考える。

3.3 会計基準が有する機能（利害調整機能と意思決定機能）

会計基準はその機能から、利害調整機能と意思決定という2つの観点から説明されることがある。

測定が容易であり、客観的な数値を用いるという観点からは、従来からの主流である取得原価を基礎とする利害調整機能が適格的である。これに対し、タイムリーな情報を提供し、経営者の意図を反映させにくいという意味では、時価を基礎とする意思決定機能が適格的である。しかし、意思決定機能を念頭に置く場合であっても、主として過去に発生した会計事象を定型的に会計処理した結果と、期末の時価評価を合わせた情報のみでは、将来に向けた企業の潜在能力を表現することはできない。将来的な経営の方向性を利害関係者に伝達する情報として、非会計情報により会計情報の限界を補完させることが、今後求められるのではないかと考える。

3.4 会計基準の利害調整機能

会計基準の従来からの大きな機能の一つは、「利害調整機能」である。利害調整を行なう場合、合意されたルールが存在することの意義は大変大きく、この意味からは、会計基準が所与のものとして利害関係者に広く、かつ、十分に理解されている必要がある。しかし、最近の会計基準の変革は、経営基盤の変革を求めはしたが、経済（社会）基盤の変革をもたらすまでには至っていない。例えば、会計基準に準拠して財務諸表を作成・開示するのは経営者であり、財政状態及び経営成績を財務諸表により透明性の高いディスクロージャーを担保することが強力に求められている。しかし、従業員や中小規模の取引先など利害関係者においては、会計基準による変革が、自らの利害にどのような影響をもたらすかについては一様に無関心であり、場合によっては無視しているとしか考えられない状況も見受けられる。新しい会計基準も広く社会に認知されないまま企業の対応が進んだため、従来からの利害調整機能が結果としてうまく機能していないのではないかと懸念を覚える。投資家の観点からではなく、利害関係者の一人の観点からの会計不信が起こっているのではないかと？

例えば、退職給付会計基準の設定により、企業が将来的には負担しなければならない退職給付債務の総額が開示され、警鐘がならされた。退職給付会計基準が導入された時点では、長年続いた景気低迷期の最後の時期と重なったこともあり、年金資産のポートフォリオを構成する株式の時価評価額が低迷していた。また、異常とも考えられるゼロ金利政策が継続されたため、年金債務の計算に適用される割引率が著しく低く、計算される将来債務見積額が著しく多額に計上され、差額として計上される積立不足額が著しく多額になった。このため、企業によってはゴーイングコンサーン問題を検討しなければならないほど、大きな影響力を有する基準になった。そのため、給付水準の引下げに留まらず、制度の廃止を含む制度設計の見直しが、数多くの企業で行われてきた。退職給付の問題は利害関係者が多く、経営者が問題意識を持っても、年金の給付水準の見直しは、現役世代とOB世代との利害衝突が絡むため、経営者としても解決が大変困難な経営問題となったが、どのようにリスクを社会と企業で負担するかとの根本的な議論が行われたとの記憶はない。最も、国民経済的な視野からは、確定給付建ての企業年金制度を持つ企業は恵まれた一部の大企業であるとの意見はあるが、従業員の労働の対価として、現在の給料で報いるのか、その一部を退職給付で報いるのかという根本的な論点につながる問題であり、労働の流動化にも繋がる大きな議論が必要となる。

その後も、基礎年金に相当する部分を企業年金と合同運用する従来からの仕組みの見直しは遅々として進まず、割引率の見直しも遅かった。最近になってようやく代行部分の返上や、割引率の見直しが相次いで実施されてきている。

(注) 金融商品の時価評価については、経営者のフリーハンド部分の縮小（含み損を顕在化することは当然としても、含み益についても、その含み益をどのタイミングでどの程度実現させるかという経営者のオプションの機会を奪う）という要素が強く現れているが、損益計算書と貸借対照表に与える影響が、未だ、整理されていない状況ではないか。

4. 客体としての企業像

以上の検討を踏まえ、以下の検討に移るには、どのような企業像を念頭に置くかについて前提条件を置く必要がある。それは、同じ株式会社という法律上のカテゴリーにありながら、単なる法律的な観点からは区別できないことに起因する問題点があると考えられるからである。

著名なアブラハム・マズロー（1908年～1970年 A. H. Maslow）の欲求段階説では、人間の欲求は5段階のピラミッドで説明されている。ピラミッドの底辺である生理的欲求に始まり、この1段階目の欲求が満たされると、その上である安全の欲求、親和の欲求、自我の欲求更には自己実現の欲求と、次の欲求を目指すという説明である。ここは経営学や心理学を議論する場ではないが、一つだけ確実なのは、企業はその構成員による経営参加への意欲がなければ、うまく機能しないということである。しかし、このような企業構成員の意欲、逆に言えば動機付けが重要となる企業のみが株式会社ではなく、投資の入れ物としての存在も目立つようになってきた。この意味で、従来からの、企業の構成員の自己実現の場であった企業と、投資活動を行う際の器・容器としての企業の2つに大きく区分して議論をしなければならないのではないかと考える。

概念は同じではないが、本質論の観点から、社団法人と財団法人を引用してみたい。例えば、総務省の公益法人に関する年次報告では、社団法人及び財団法人について、以下のように説明している。

「公益法人とは一般に、民法第34条に基づいて設立される「社団法人」又は「財団法人」を指し、その設立には、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ることが必要である。ここで、社団法人は、一定の目的のもとに結合した人の集合体であり、団体として組織、意思等を持ち、社員は別個の社会的存在として団体の名において行動する団体である。また、財団法人は一定の目的のもとに拠出され、結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体である。」

企業の構成員の業務に重点が置かれるという意味では「社団法人」に近く、単純に企業財産の投資のパフォーマンスが重要になるという意味では「財団法人」に近似するのではないかと考えられる。以下では、あくまでも企業に数多くの構成員が参加し、これらの全ての構成員がそれぞれ重要な役割を担って企業活動が遂行される企業を前提に検討を進めることとしたい。同じ株式会社の法律形態をとっている企業であっても、ファンド等とは一線を画して議論すべきと考える。

5. 経営者による利害調整

5.1 経営者によるリスク・マネジメント

経営者は事業活動を行う上での様々なリスクを識別し、評価及び対処して経営を行っている。これは、企業の本来的な目的は利潤を計上し、継続的な事業体（ゴーイングコンサーン）として存続することであり、利潤追求にマイナスの影響を与えるのが、損失の発生＝リスクである。損失の発生は、企業業績に大きな直接的な影響を与える。例えば、メーカーが生産活動を行い、顧客に売上計上し、代金を回収する場合の当期利益率は一般的には数%である。これに対し、不幸にも取込詐欺にあった場合には、売上原価等の調整を考えなければ代金総額の損失という大きな影響が生じる。日常反復的な営業努力としての小さな利益を一つ一つ積み上げるのに対し、一つの事故でいっぺんに利益が失われるため、損失の影響は大きく、また直接的である。

経営者が識別しなければならないリスクは、自社が属する業種の特殊性や経済環境等に大きく影響される。一般的には、市場リスクとして、製品市場でのシェアや、消費者の満足度評価、ライバル企業による新製品の発表などがある。また、製品の生産活動に関しては、原材料の調達が安定的に行われるか、その納入価格に与える変動要因はないか、あるいは製造物責任法（PL法）を受けて原材料に危険物質は含有されていないかなど広範にわたる。また、従業員による生産活動が安定的に行われる環境になっているかなど、特に人材の育成には時間を要し、技術ノウハウの蓄積は一朝一夕には進められないため、長期にわたる人事方針の下、適切に運営・管理する必要がある。

さらに、一私企業におけるリスク管理を超えることもある大きなリスク要因として、為替市場や金利市場の変動がある。企業における一般的なコスト削減策は、ブレークスルー的な大胆な改革策がある場合を除けば、数%から10%が努力目標である。これに対し、1996年から1998年にかけては1ドル90円から150円まで著しく振れており、1私企業のコスト削減努力をはるかに超える水準での変動であった。



また、株式市場における自社の株価の水準によっては、企業買収（M&A）の対象となるリス

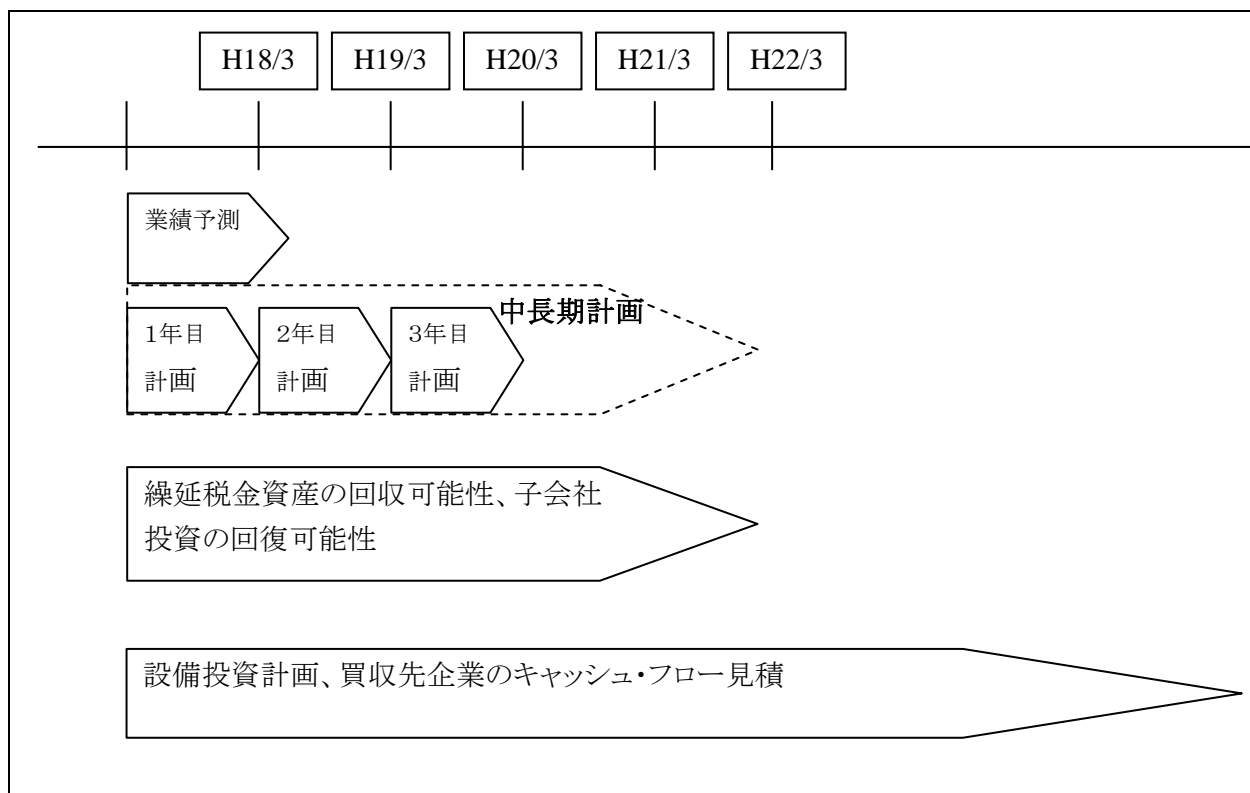
クが高まることが予想され、規制緩和を強力に進める平成 18 年 5 月 1 日の会社法の施行もあり、経営者が対応しなければならない大きなリスクとして注目されてきている。今後とも時代の変遷とともに、新たな、また複合的に様々なリスクを検討しなければならなくなると予想される。

5.2 経営者の意思決定スパン

我が国の経営者の平均在任期間については、約 6 年強であるとの調査結果（「経営トップ交代の効果とガバナンスの影響－在任期間とエンタレジメント」2004 年、新田敬祐氏、ニッセイ基礎研究所、青木英孝氏、千葉商科大学）がある。経営者は企業の方向性を決める、又は、経営の舵取りを行っていく上で、様々な意思決定を行う必要があるが、この経営者の在任期間に対し、意思決定の期間（スパン）には幾つかのスパンが考えられる。

まず、企業の予算・実績管理として、来期の年間及び上、下半期の予算の作成は経営管理上必須である。次に、年間予算のみでは決着がつかないような問題、また、企業の構成員の努力目標の方向性を与え、行き当たりばったりの短視眼的な目標にならないように一定の方向性が提示されなければならない。このために中長期予算として、複数年の予算を策定することが多い。中長期の予算は、従来であれば、5 年計画等が策定されることが多かったが、最近では経済環境が激変していることを受け、確実な予測が難しくなったこと、また、長期計画を組むことが、構成員の皆が不安を感じる中で打ち出した方向性が金科玉条にされる恐れが生じ、逆に企業経営の足かせにもなりかねないことから、長期の予算策定は少なくなっている。

このように、中長期になると計算要素の変動割合（ボラティリティ）が格段に大きくなるため、全体的な予算としては 5 年間を超える期間を対象とすることは基本的には稀である。しかし、部分的であるにしても必要な将来予測・見積、例えば、繰延税金資産の回収可能性や毀損した関係会社投資の回復可能性については、概ね 5 年間にわたる予測を立て、回収可能性があることの妥当性を立証しなければならない。また、設備投資の意思決定やのれんの償却期間の決定等に関しては、20 年間を超える投資成果の検証や、キャッシュ・フローの見積りなどを行うことが、経営者に求められている。経営者の在任期間が 6 年強との調査結果からは、のれんの償却期間 20 年の期間のうちに、経営者は 3 代も変わってしまうのである。一人の経営者の意思決定の結果が最終的に評価されるときは、直接的には意思決定の内容を知りえない後任が、計算上は経営者になっている。



5.3 経営者が感じるプレッシャー

経営者の意思決定に対するプレッシャーにも様々なものがある。まず、短期のプレッシャーとしては、予算との差異、業績の下振れであり、特に業績予測の修正を伴う場合には、マーケットに対する影響（株価の下落や信用不安など）への心配から経営者が感じるプレッシャーは相当なものと思像される。近年、決算間近における新ルール公表により、結果として業績予測の下方修正を行わざるを得ない状況に至った事例がある。このようなケースは基本的には、受動的、かつ、コントロール不能な外部要因に起因するものである。しかし、今期の見通しを数ヶ月前に公表してからの修正であるということもあり、アナリストやマスコミからは、経営者のリスク感覚が鈍かったことの表れではないかとの非難に晒されることがあるため、経営者にとって納得しがたいものであったと予想される。次に、継続的な経営者へのプレッシャーとしては、増収増益であること、マーケットシェアの維持・拡大、または、経営指標としての利益率や ROE の向上、又は自己資本比率や回転率等の改善などが想定される。特に、財務活動において資金ショート懸念がある場合には、その危険性は赤字が発生した場合の懸念とは比較にならないくらい大きい。特に厳しい財政状態下においては、ゴーイングコンサーン問題が急速にクローズアップされることにもなる。

なお、業績がよい企業であったとしても効率的な経営を行っていないと見られる場合には、株価との関係で企業買収に対する不安感が増幅されることもある。

5.4 経営者の意思決定と財源

経営者が行わなければならないリスク管理及びそれに伴う利害調整に先立ち、意思決定のそれぞれのスパンにおいて、経営者は、財政状態及び経営成績との関係で財源の確保を念頭に置くことが通常であるし、置かなければならない。企業の財政状態及び経営成績の有りのままをタイム

リーに財務諸表を用いて投資家を含む利害関係者に提供するのがディスクロージャーとの考え方があるが、経営者が自社の有形・無形の経営資源が有する潜在的な能力を含め、これらを最大限に活用するのが経営であるとする、いかに期末時点での資産の時価評価をうまく行ったとしても、企業の本当の実力は測れない。これが経営を対象にする会計学の奥深さであり、同様の計数を用いながらも、経営者による見積を含む、あるいは経営方針・意図を重要視するという意味で、単なる統計学とは異なる理由である。

経営者が経営上のリスク・課題を前にして念頭に置く財源として、過去からの財源としては、保有する有価証券や土地の含み益があり、これらは共に金額が比較的大きいという特徴がある。しかし、この財源を利用可能とするためには、例えば、持合株式であれば、相手先企業の合意を得る必要がある、また、土地の売却であれば、まず、生産活動等との観点から土地の利用度を検討し、売却可能と判断された場合でも土壌汚染の調査を行い、地域住民等への説明責任を念頭に置きながら、売却先候補者との交渉が行われる。この後、不動産売買契約を締結し、実際に不動産変更登記による所有権の移転が行われるまで、必要となる手続・期間は相当なものである。

これに対し、現在進行形の財源は当期利益である。この当期利益を増加させるためには、売上増が積極的な対策となるが、その対策はお客様に受け入れられるかどうかという受動的な要素が大きいため、別途、コスト削減策がとられる場合が多い。具体的には、調達先との値引交渉、経費削減策の例としては、出張しての会議からテレビ会議への切り替え、最後の手段としては給料カットなども検討されることがある。いずれも当事者としては、大変な努力、交渉を重ねることになるが、結果として広範な利害関係者の直接的な利害に関係する。

なお、当期利益は、一般的に売上高の数パーセントであり、金額的にはあまり大きくないのが通常である。さらに、短期的な財源の内容とは、若干趣きを異にするが、債務免除や減資手続など、痛みを伴う利害関係者がさらに広がる手法が取られることもある。

最後に、将来に向けての財源としては、製品市場における自社製品のマーケットシェアや自社のブランド価値に基づく将来キャッシュ・フローがある。これらの財源は、過去及び現在の財源など複数のものを同時に利用することもある。

5.5 経営者による意思決定の影響度

短期的な利害調整については、当期利益の金額内で調整が可能となる場合があるが、退職給付など過去からの累積的な債務の抜本的な手当てまで行う必要がある会計処理については、金額的及びキャッシュ・フローの観点からも企業の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことが多い。このため、現在の利害関係者との関係を配慮し、当期利益は温存しつつも、金額的に大きな財源である有価証券等の含み益を用いて利害調整が行われることが多い。さらに将来を見据えた利害調整に関しては、マーケットシェアやブランドを財源に、必要と認められる会計処理（特に引当計上等）が行われる。この将来財源に関しては、将来の財源そのもの自体を守るために、現行の利益の最大化を犠牲にして対処することが考えられ、鶏か卵かの議論があろう。自社製品のマーケットシェアや自社のブランド自体のみから利益が獲得されるものではないが、将来に向けて企業活動が行われることが予定されなければそのマーケットシェアやブランドを維持又は高めるといった選択は行われなからである。

5.6 経営者のフリーハンドと時価評価

金融商品の時価評価については、経営者のフリーハンドを可能な限り縮減するのとの考え方が潜在的に存在していると考えられる。しかし、この考えは投資ファンド化した企業体にはなじむかもしれないが、経営者を含め企業の構成員の持てる力を最大限に発揮することを目標として経営が行われる企業に対しては必ずしも有効な対応ができない。なぜならば、企業の活力についてまで、現在の会計でも測定し、報告することはできないからである。

会計の利害調整機能を発揮するための条件として測定の客観性が重要視されるため、取得原価主義が基礎になっての会計処理が行われている。金融ビッグバンにおける新たな会計基準を解説して、時価主義との表現で総括されることが多かった。しかし、金融ビッグバンで新たに設定された金融商品会計基準では、時価評価が適切と考えられる一部の企業資産について、期末に時価評価を行っているに過ぎない。売掛金、棚卸資産及び固定資産を含め、貸借対照表に計上される多くの資産及び負債は、あくまでも取得原価を基礎として貸借対照表に計上され、一定の考え方やルールに基づいて損益計算書上、原価又は費用処理されている。ましてや、この時価評価に関しても、例えば、中国のように、取引量が十分ではないため、時価評価に適さないという問題が生じていると聞く。

貸借対照表能力の議論、測定の客観性の問題点等から、直ちに自己創設のれんをはじめ、人的資源の貸借対照表への計上を提言するわけではないが、貸借対照表に計上されている勘定科目のみを前提にして議論を進めるのであれば、オフバランスのままの項目を無視した不毛の議論に帰結しかねない。例えば、測定が困難な人的資源についても、利害調整の議論のために必要であるならば、期末の未払給料の将来キャッシュ・フローを見積り、現在価値に引きなおして貸借対照表に計上することも、あながち無意味ではないかもしれない。このことによって、株式資本比率が総資本に占める割合がさらに低下し、株主以外の資本供給者が見える結果に繋がるからである。

人的資源の重要性は、従来からの議論のテーマでありながら、未だ有効な会計手法は確立されていない。このような状況下で、時価評価のパフォーマンスのみに注目し、そこに結集されている労働力に目を向けない議論が多くなってきているのではないか。このバランスを欠いた議論を適切な方向に導くために、会計情報を補完する有意義な非会計情報の充実策を一層高めなければならない時機が来たと考える。

5.7 経営者のフリーハンドとガバナンス

経営者にフリーハンドを与えるのは、経営への不透明感が増し、そのような企業の利害関係者としては心配であるとの声があるが、経営者による経営権が適切に行使されているかどうかについては、それを適切に監視・監督する仕組み＝ガバナンスにより牽制する体制がむしろ重要ではないかと考える。全ての事象に対して、完全無欠なルールは提供できないこと、また、新しいルールが完成する前に絶えず実務は先に進むこと、さらに、会計処理の対象となる経済事象には限度があることから、会計ルールとして裁く範囲、ガバナンスで意思決定の方向性を監督する範囲との整合性を担保することが、重要であると考えられる。このガバナンスの枠内で、経営者の自主性を尊重しながら、経営努力を求め、場合によっては経営責任を追及し、これらの利害関係者はそれぞれのリスクを分散して負担するという大きな枠組みが成り立つのである。

株式リターンとの関係については、「利益の概念と情報価値」（2002年、大日方隆、「会計基準の基礎概念」齊藤静樹（編）、中央経済社）等の研究があり、経営者による会計処理の選択を通じたキャッシュ・フローの期間配分によって計算される利益が、株式リターンや将来キャッシュ・

フローとの関連性を有するという意味で有用性が高いとの研究成果が示されている。

5.8 定款による自治と経営者の任期

本年5月に施行された会社法の大幅改正により、定款による企業自治と言われる動きが盛んに見られる。この6月に開催される株主総会の召集通知をみても、定款変更の議案のラッシュである。今回の会社法の改正は、規制緩和の流れのなかで、従来の事前規制から、事後規制の考え方に大きく舵取りがとられた。このような流れのなかで、株主による信任を得る機会をより頻度を高めることを目的に、取締役の任期を1年に短縮する企業が増加している。また、四半期配当を採用する企業も増加している。後者については、四半期で配当する総額が、従来の配当金額に対して増加するのか、それとも従来の配当総額をより短い期間で配当することになるのか、今後の企業の配当実績を観察する必要がある。しかし、前者の経営者の任期の短縮には、経営の意思決定に少なからず影響を与えることになると考える。前述の利害調整の役割を経営者に期待すると、社会的な存在が強調される最近の大規模企業では利害関係者が多いことから、経営者に一定の期間を与えることが必須と考えられるためである。

5.9 経営者と市場との対話

投資家における資産の運用方針については自己責任の原則の下に自由であり、短期的な株式の売買を否定するものではないが、特に個人投資家に対しては、基本的に株式は長期保有に適した金融資産であるというのが、一般的に株式が受けている評価であると考えられる。長期保有を目的として株式の運用を検討するのであれば、企業のゴーイングコンサーンとしての信頼性に対して要求が高まり、企業の付加価値を高める経営方針が採用されているかなど、経営者に対しての監視の目が機能することと整合すると考える。しかし、株主総会が開催されるとはいえ、年に1回、ましては時間が限られるとなると、投資家個人が経営者と直接的に対話を行うことの実現可能性は著しく低いといわざるを得ない。このような状況を打開する一つの手段として、ファンドの組成が考えられる。一方、証券市場としても、マーケットを厚く、かつ、活発な投資資金を呼び込むためには、マーケットの透明性を高めて、企業セグメントではなく、個人セグメントからの資金を拠出してもらい投資環境を整備・運用しなければならない。この結果、リスクが社会全体に薄く分散され、社会全体としてリターンが適切に収受されるようになると考えられる。株主主権が重要であるとはいえ、配当の権利を獲得する前後にだけ株主であるものに報いることが、適切なリスクとリターンの対応とは考えられていないであろう。

また、前述のように、社会的存在としての企業、その企業で行われている意思決定の内容を考えると、設備投資計画や研究開発計画など、企業経営としての投資の回収に複数年度を要するものがほとんどである。このため経営者は経営方針を投資家に十分に説明し、合理的な投資行動をとってもらえるように、説明責任を果たす必要がある。

このような企業と投資家、あるいは利害関係者を含めた証券市場との関係に目を向けると、当事者間の対話を具体的に進展するために、ファンドの組成にSRI（Socially Responsible Investment：社会的責任投資）の観点を一層活用することが推奨されているのではないかと考えられる。このSRIについては、投資目的を実現する観点から①コミュニティ投資、②社会的スクリーン投資、及び③株主行動の3分類で説明されている（例えば、「米国年金基金の株主行動と社会的責任投資」、森祐司、大和総研）ことが多い。このうちの、日本がアドバンスを持つ環境関連の技術等につい

て、社会的スクリーン投資を実施することにより、友好的な利害関係者の声を企業運営に反映させることが可能となり、国際的にもその技術、ひいては当該企業の存在意義や、社会的な活動全般についてまでも、その優位性、重要性について発信できるのではないかと期待している。CSR は個々の企業の活動が起点であるが、社会的な活動として拡大して定着すれば、これがサステナビリティ（Sustainability）ではないかと個人的には理解している。貯蓄から投資の流れが加速するなかで、社会として好ましくない資金運用が行われないために、経営者と投資家、又は社会（利害関係者）の対話を進展させるための施策が検討されることが望まれる。

6. 公認会計士

6.1 公認会計士の意見形成に関するスパン

公認会計士の監査業務は、独立第三者の立場から、企業活動と会計事象の実態を見極め、経営者の経営方針や当該事象に対する考え方を確認するためにディスカッションを行い、最終的に経営者による適切な会計処理が行なわれ、透明性の高いディスクロージャーを担保することである。公認会計士が財務諸表の適正性について監査意見を表明するに際して、その監査意見の形成は、基本的に上半期である6カ月、及び事業年度の1年を対象に行われる。この監査意見の形成に伴い、必要に応じて経営者とのディスカッションが行われる。監査意見の表明は、監査対象事業年度の財務諸表の適正性について行われるが、この判断の過程においては、繰延税金資産の回収可能性や関係会社投融資の減損に関する、概ね5年間での回復可能性など、翌期以降の経営者の見積が適切であるか否かについて判断しなければならない。

なお、日本公認会計士協会が作成した監査基準委員会報告第12号により、平成10年以降、自主的なローテーション・ルールを策定し、運用されてきている。その後、公認会計士法が制定され、平成16年4月1日以降、7年ローテーションが強制されている。この法律により、業務執行社員は7年を越えて同一企業の監査に関与することは認められない。このため、7年以内の関与する期間に関連する経営方針が策定される期間に一番の関心を持つことになる。（昨年末の、ローテーションに関する追加の自主ルールにより、筆頭の業務執行社員及びレビュー社員の継続関与年数は5年間に短縮された）。

6.2 公認会計士が受けるプレッシャー

監査意見の表明に先立ち、会計基準の適切な適用を担保しなければならないというのが最も直接的であり、かつ、大きなプレッシャーである。実務的には、監査意見表明前には、実際に監査意見を表明する業務執行社員とは独立した別人であるレビュー担当社員によるレビューを受ける必要があり、第三者評価を受けるというプレッシャーがある。また、予め定められた規定により、必要に応じて合議制の審査を受ける体制が一般的にとられており、監査意見の表明に先立ち、複数の第三者に対して、監査意見の内容の正当性を立証しなければならないプレッシャーがある。このように、経営者とのディスカッションだけではなく、監査法人内の合意を事前に得なければならないというプレッシャーがある。

会計基準の適用に関しては、全ての状況を踏まえたルールは存在しないこともあり、その基準が適用される状況に該当するのか、基準の想定内の取引であるのか、また、他の基準等で参考にするべきものはないか、さらに、他の会計基準や会計処理との整合性は担保されているかなど、総

合的に勘案して判断しなければならない。

経営者がすでに公表した予算を守ろうとする行動をとることは当然想定され、会計基準の適切な適用に関して、経営者と公認会計士との間で意見が対立する要因になると考えられ、公認会計士に対するプレッシャーとなることが多い。これは、特に、企業がすでに一定の判断を行った結果より損失計上や費用増に繋がる場合には、両者間のコンフリクトは大きくなり、また、公認会計士から予め経営者に説明できなかった新たなルール設定や改訂のケースでは、コンフリクトの表われ方は顕著になると考えられる。

なお、結果として、不適性意見や意見不表明をしなければならない状況に至った場合、当該企業は証券取引所のルールにより上場廃止の取扱いとなる。これは、監査意見の否定的な内容が、直接上場廃止のトリガーとなることから、強力な抑止力になる。しかし、会計事象が複雑になり、完全無欠なルールは存在し得ないことから、実質判断には一定の幅が生じることも想定される。経営者と公認会計士の判断の相違による意見対立が、上場廃止とイコールの重さになることは著しくバランスを欠いた制度になっているのではないかと考えられる。このため、公認会計士に対して、適正意見以外の意見を表明する際の障害になっているとすると本末転倒ではないか（個人的には、再度、上場廃止基準を見直し、適正意見以外の監査報告書が提出された場合であっても、一定期間については、管理ポストなどの利用を拡大する対応をとり、第三者機関による審判が行われることが望ましいのではないかと考えている。国税については、不服審判の制度があるが、企業活動が継続されている企業における意見対立を裁く場が整備されていないのは、証券市場における運用上の不備ではないかと感じる）。

6.3 公認会計士の意見表明に与える影響（バイアス）

公認会計士が、監査対象である財務諸表を作成している相手先企業と監査契約を締結し、当該企業から監査報酬を受領していることに対しては、預託方式など別な手段によるべきとの意見を聞くことがある。公認会計士の業務に関する最も重要な要件は、監査対象となる企業との第三者性、「独立性」である。監査対象である企業から独立している、第三者性の正当性が理解されなければ、適切な議論は始まらない。

会計事象が複雑になり、完全無欠なルールは存在し得ないことから、経営者も実質判断を求められ、公認会計士もその実質判断が適切か否かについて総合的に判断することが求められている。監査意見形成に関しては、監査業務を直接担当する業務執行社員の判断に加え、レビュー社員によるレビュー、必要に応じた合議制による審査により、監査意見の客観性が担保される施策が施されている。しかし、経営者に対し、業務執行社員が、ある会計基準について決定ではないが一定の解釈を与え、経営者が意思決定を行った場合、その後状況変化などがあり微妙な変化を伴ったときには、微妙なずれが監査意見に影響（バイアス）を与えることが考えられる。

6.4 リスク・アプローチによる監査

平成3年に監査基準が改正され、リスク・アプローチの考え方が導入された。このリスク・アプローチの考え方を徹底することを目的として、平成14年に改訂が行われたが、平成17年には、複合的なリスクとして「重要な虚偽表示のリスク」に焦点を当てた「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」に昇華された。基本的なリスク・アプローチの理念については、平成14年の改訂時の前文に以下の記載がある。

(2) リスク・アプローチの考え方

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。すなわち、監査人の権限や監査時間等には制約もある中で、財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽の表示を看過するリスクを合理的な水準に抑えることが求められるのである。このため、固有リスクと統制リスクとを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定することが求められる。例えば、固有リスク及び統制リスクが高い(虚偽の表示が行われる可能性が高い)と判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように、発見リスクの水準を低く(虚偽の表示を看過する可能性を低く)設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、固有リスク及び統制リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高め設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることとなる。このように、固有リスクと統制リスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。

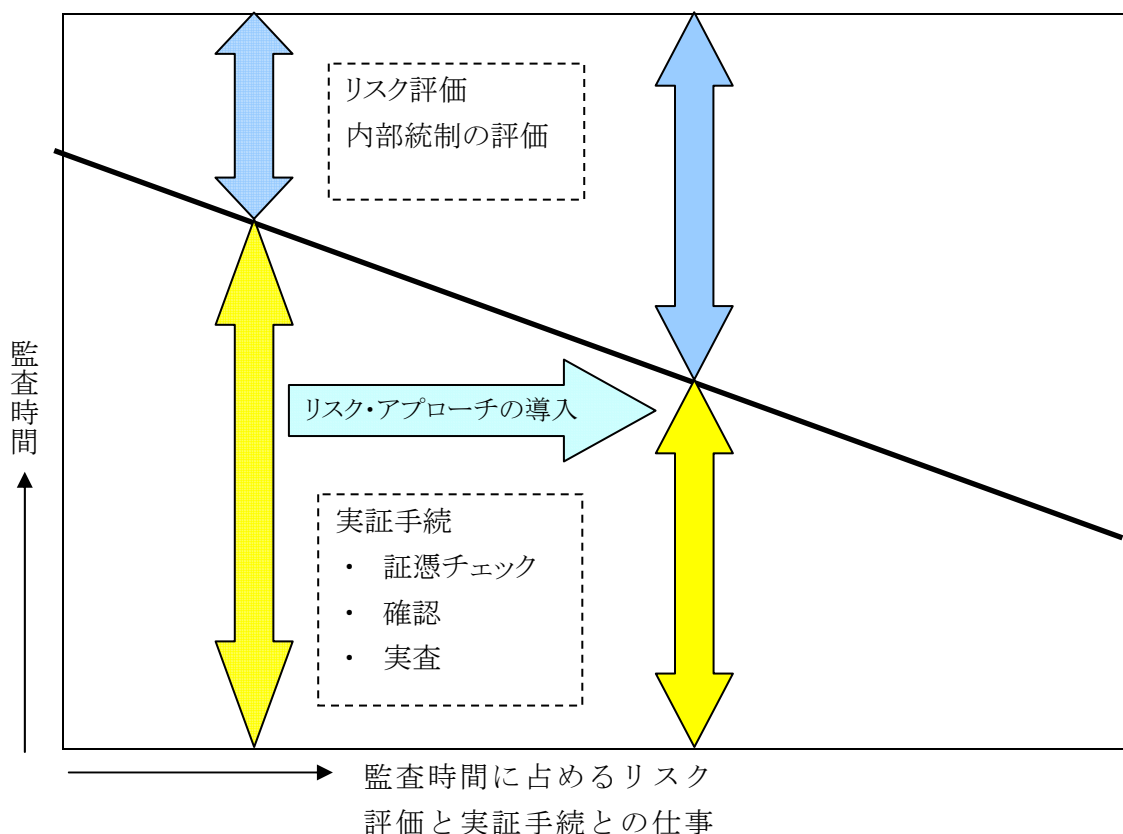
(4) リスク評価の位置付け

このようなリスク・アプローチの考え方は、虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。これは、企業が自ら十分な内部統制を構築し適切に運用することにより、虚偽の表示が行われる可能性を減少させるほど、監査も効率的に実施され得ることにもなる。したがって、リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。そのために、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の社会的信用、企業の事業内容、経営者の経営方針や理念、情報技術の利用状況、事業組織や人的構成、経営者や従業員の資質、内部統制の機能、その他経営活動に関わる情報を入手することが求められる。監査人がこれらの情報の入手やリスクの評価を行うに当たっては、経営者等とのディスカッションが有効であると考えられ、こういった手法を通じて、経営者等の認識や評価を理解することが重要となる。

リスク・アプローチが導入されることにより、単なる証憑チェックによる監査人の心証形成から、経営環境の評価をはじめとして、経営者とのディスカッションなど、非会計情報を積極的に入手して、財務諸表監査を実施することが求められている。この関係を簡単な図表で表すと以下の通りである。

このリスク・アプローチの採用及び徹底は、新しい会計基準において一段と見積要素の重要性が増しており、また、将来の見積は会計処理の不確実性を増幅する可能性があるという意味でリスクが大きくなるため、新たな会計基準の設定と、監査におけるリスク・アプローチの採用は整合的であると考えられる。しかし、リスクの削減についてだけ評価するのでは、一方的に経営者及び公認会計士サイドに責任が課せられていると考えられ、情報提供のあり方を含め、利害関係者全体での議論が必要であると考えられる。

○ 監査業務に占める内部統制評価業務の重要度合の上昇について



監査リスクについては、以下の監査リスク・モデルにより説明される。

なお、この式は、方程式ではなく関係式であり、4者の関係をデジタルな結果として得ることはできず、職業専門家としての知識と経験が必要とされる。

$$AR = IR \times CR \times DR$$

AR：監査リスク、監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。

IR：固有リスク、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクからなる。

CR：統制リスク、財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。

DR：発見リスク、企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう。

6.5 リスク・アプローチにおける問題点

① 縦軸；監査総時間

監査報酬金額については、有価証券報告書及び計算書類のコーポレートガバナンスの状況に記載されている。定量的情報として、監査報酬金額についての情報開示は開始されたが、この

情報をどのように理解し、どのような行動をとる必要があるのか、ないのかに関する判断は行われていないため、監査の機能の評価の局面において、今後、検討されることを期待する。

なお、日本公認会計士協会が監査契約の調査を行っているが、その調査で著しく低廉な契約金額の監査契約が行われている事実が報告されており、状況の把握が必要であるが、監査客体となる企業の規模及びリスクに見合った監査を実施してしないのであれば、いずれ問題が発現したときに監査の信頼性に悪影響を及ぼす要因になる。これは、監査手続には、一定の工数は不可欠であり、一定の監査工数の量が伴わなければ、「質」の悪化につながると考えられるからである。

② 横軸；監査時間に占めるリスク評価と実証手続との仕事割合

リスク（内部統制）評価の決定要因として、大きくは以下の2つが考えられる。

a. 企業規模

大規模企業については、期中での取引量が膨大であるため、期末の監査のみでは、法定の期日までに監査を終了できないと考えられる。また、このような企業は、内部管理目的のために内部統制を整備・運用しているのが通常であり、有効、かつ、効率的な監査を実施するためにも、企業の内部統制に依拠した監査を実施することが実務上も求められる。この内部管理目的のための内部統制の整備・運用は、財務諸表の第一義的な作成責任は経営者にあり、監査人の責任は当該財務諸表に対して第三者として、適正か否かについて意見を表明する責任を有するという「二重責任の原則」を考えると、理解しやすいと考える。

さらに、制度上、四半期及び半期報告書などに対するレビュー又は中間監査を実施しなければならないが、このようなレビュー及び監査を実施するためにも、内部統制の利用は必須である。

(注) 一般的に、大規模企業では、縦線は右方向にシフトする傾向にある。逆に、小規模企業では左サイドから右側にシフトしきれない状況にある。

b. 内部統制の整備状況

被監査会社に、監査人が依拠できる内部統制が存在しない、又はその内部統制の管理レベルが低ければ、監査人は内部統制に依拠して監査を実施できないため、期末監査に比重を置いて実証手続中心の監査を実施しなければならない。しかし、大規模企業については、時間的制約に加え経済性の原則もあることから、監査業務の遂行は実質的に不可能である。このような企業については、監査人としてリスクが許容できなくなり、当初から監査自体を受嘱すべきではない。また、このような企業は、もはや監査を義務付けられる上場会社の体を成しておらず、証券市場から退出させなければならない。この6月に成立した金融商品取引法には、平成20年4月1日以降開始する事業年度から、経営者による内部統制の評価とその結果を監査人が監査することが盛り込まれている。経営者が自社の内部統制を定期的に評価し、その重要性を再認識するとともに、結果として財務諸表の適正性、透明性がたかまることは、財務諸表監査全体のレベル・アップに大きく貢献すると期待している。

6.6 リスク・アプローチにおける課題

平成3年に導入され、現在ようやく、リスク・アプローチの理念が浸透してきているが、このリスク・アプローチも平成17年の監査基準の改正により、「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」に昇華された。この新たなアプローチの適用については、これからの適切な監査の遂行の結果により評価されることになる。しかし、リスクの本質は不確実性であり、絶えず変化しながら企業の経営成績や財政状態に悪い影響を及ぼそうとしている。このため、当該企業の監査人も絶えず、会計事象に影響する環境変化を広く捉えながら監査を実施しなければならない。このとき、リスク評価の結果、どれだけの実証手続を実施すべきかについてはプロフェッショナル・ジャッジメントの世界と言ってしまうとそれでおしまいであるが、適切なディスクロージャーを担保するインフラの一つの監査であると考え、どの程度・範囲まで手続を実施するかという費用と効果の議論と表裏一体の関係にあり、社会コストとしての議論が必要になってくると考える。

6.7 監査人の役割

上場企業及び大会社における財務諸表等の監査は、公認会計士における固有の職務である。このような監査の遂行に当たり、監査人は経営者とは独立した第三者の立場から、企業が公表する財務諸表等の適正性について監査意見を表明し、当該財務諸表等に信頼性を付与する責務を負っている。監査意見の表明に先立って、経営者に対しては、会計基準の適切な処理に導くとともに、リスク情報を適時にアラームとして挙げるのが求められる。また、利害関係者に対しては、情報の非対称性に注意しながら、経営者によるディスクロージャーの透明性を高める行動が求められる。最近の会計不祥事を通じ、職業的専門家としての行動が一層要求されていることを改めて認識し、社会インフラとして認められる専門家としての業務の遂行が期待されていると考えたい。

7. 会計基準の変更が企業業績に与えた影響

7.1 新会計基準が与えた影響

平成12年以降に適用された金融商品会計基準や退職給付会計基準、最近では固定資産の減損会計基準が、企業業績に与えた影響に対する考察としては、「会計基準の変更と構造改革」（2004年、浅見康弘氏、財務省財務総合政策研究所研究部）がある。この論文では、会計基準の変更として、①連結財務諸表中心への移行、②連結キャッシュ・フロー計算書、③税効果会計、④退職給付会計、及び、⑤金融商品会計の5つを取り上げている。このうちで、金融商品会計基準の導入について分析すると、従来処理されなかった保有有価証券の減損処理が行われた反面、持合株式の時価評価益が資本の部に計上され、基本的に損益計算書及び貸借対照表に大きな影響を与えている（経済産業省の調査「新会計基準の設定が企業経営と経済システムに与えた影響に関する実証分析」（2003年）では、影響がないとの全く異なる結果に2分されたアンケート結果が得られている）。また、退職給付会計の導入に関しては、年金数理計算による計算により将来負担すべき債務金額が明らかにされ、発生主義に基づいて会計処理されるようになった。このような新たな会計基準が導入されたことにより、積立不足額の各年度の費用処理額などが損益計算書に影響を与え、また、翌年度以降に処理される積立不足額については貸借対照表の基本財務諸表ではなく注記によって開示されているが、これらの情報はアナリスト等による企業評価に利用され

ている。

注目すべきは、これらの会計基準の導入前及び導入以降、持合株式の売却や、厚生年金基金の解散など、企業の財政状態及び経営成績に与える経営リスクをコントロールする観点から、従来とは異なる企業行動が数多く見受けられたことである。これらの企業行動は、時価評価による企業業績や財務比率の変動、又は、退職給付債務の負担に企業が耐えられなくなってきたことの反映であると考えられる。しかし、この会計基準の導入以降の制度改訂や代行部分の返上による将来予測給付債務（PBO）の減少、あるいは株式相場が上昇に転じたことによる年金資産残高の上昇もあって、近年においては積立不足が積立余剰となる企業も増えてきており、導入当初とは随分と状況が変化してきている。

（企業年金の推移）

	厚生年金基金 の数	加入人員 (万人)	積立不足額 (10億円)	適格退職年金 契約件数
平成8年度	1,883	1,209		90,239
平成9年度	1,874	1,225		88,312
平成10年度	1,858	1,200		85,047
平成11年度	1,835	1,169		81,605
平成12年度	1,801	1,140	4,380	77,555
平成13年度	1,737	1,087	6,520	73,582
平成14年度	1,656	1,039	10,840	66,741
平成15年度	1,357	835	2,030	

(D/S: 厚生労働省による年度別、「厚生年金基金の財政状況」)

なお、平成16年度末には基金数が1,000を割り込んだのではないかと観測される。

7.2 法人企業統計からのメッセージ

別紙の法人企業統計の推移表から、以下の点に注目している。

- ① 収益性は全ての期間にわたって低い水準にあること（一般的に言って、大きな投資リスクをとれる水準ではないと認められる）。
- ② 特別利益と特別損失を比較すると、1975年度から2004年度までの累計額では、特別利益の総和が特別損失の総和よりも大きい。しかし、1990年度から2004年度までの期間で比較すると、特別損失合計の方が大きい。
- ③ この比較に関しては、持合株式の評価益及び土地再評価差額金が損益計算書を経由せずに資本の部に直接計上されていることを考慮する必要がある。しかし、株式相場が長期にわたり低調で、土地の時価も同様であったトレンドに反して、年度ごとに計上される特別利益の金額は多額になってきており、最近の処分益ではもはや特別損失をまかないきれなかったことがわかる。）
- ④ 含み益による将来的な利害調整ができなくなると、企業再構築（リストラクチャリング）策として、従来から守ってきていた雇用についても、改革のメスが入ったと考えられる。
- ⑤ 不良債権の処理を進めてきた1992年度以降、税負担率が高まっている（企業平均であり、課税所得を生じた企業の税金支払に対して、赤字企業の納税額は著しく小額になるため、数

値の有効性に疑問はある)。税が定める要件は満たさなくても、会計上、必要な会計処理が行われた結果ではないかと考えられる。

- ⑥ 税効果会計が適用された以降の年度では（企業業績の回復の影響も無視できないが）、一般的に妥当と考えられる負担率に近づいている。
- ⑦ 新会計基準の導入年度以降を見ると、自己資本比率は高まっている（2001年度を除き、全体としては利益を創出している。）
- ⑧ なお、新会計基準の適用に際し、損益は悪化したが、キャッシュ・フローに影響しない会計処理が多く、設備投資を抑制したこともあり、その余剰資金で株式の消却も行われたことは影響していないか？

7.3 会計基準の変更に前後する会計方針の変更

- ① 退職給付会計基準の導入に先立ち、認められる制度の枠内で、費用計上時期を早める方法に変更した企業行動が目立つ。
- ② 一時の動きではあるが、有価証券の評価基準に関しては、会計基準の設定方向とは逆行する変更（低価法から原価法への変更）を金融機関が行った事例が目立つ。
- ③ 受注工事引当金の計上など、リスクを先取りする会計慣行が近年目立つようになってきた。

8. 税法改正が企業経営に与えた影響

8.1 税法改正（H10年）に対する会計方針の変更

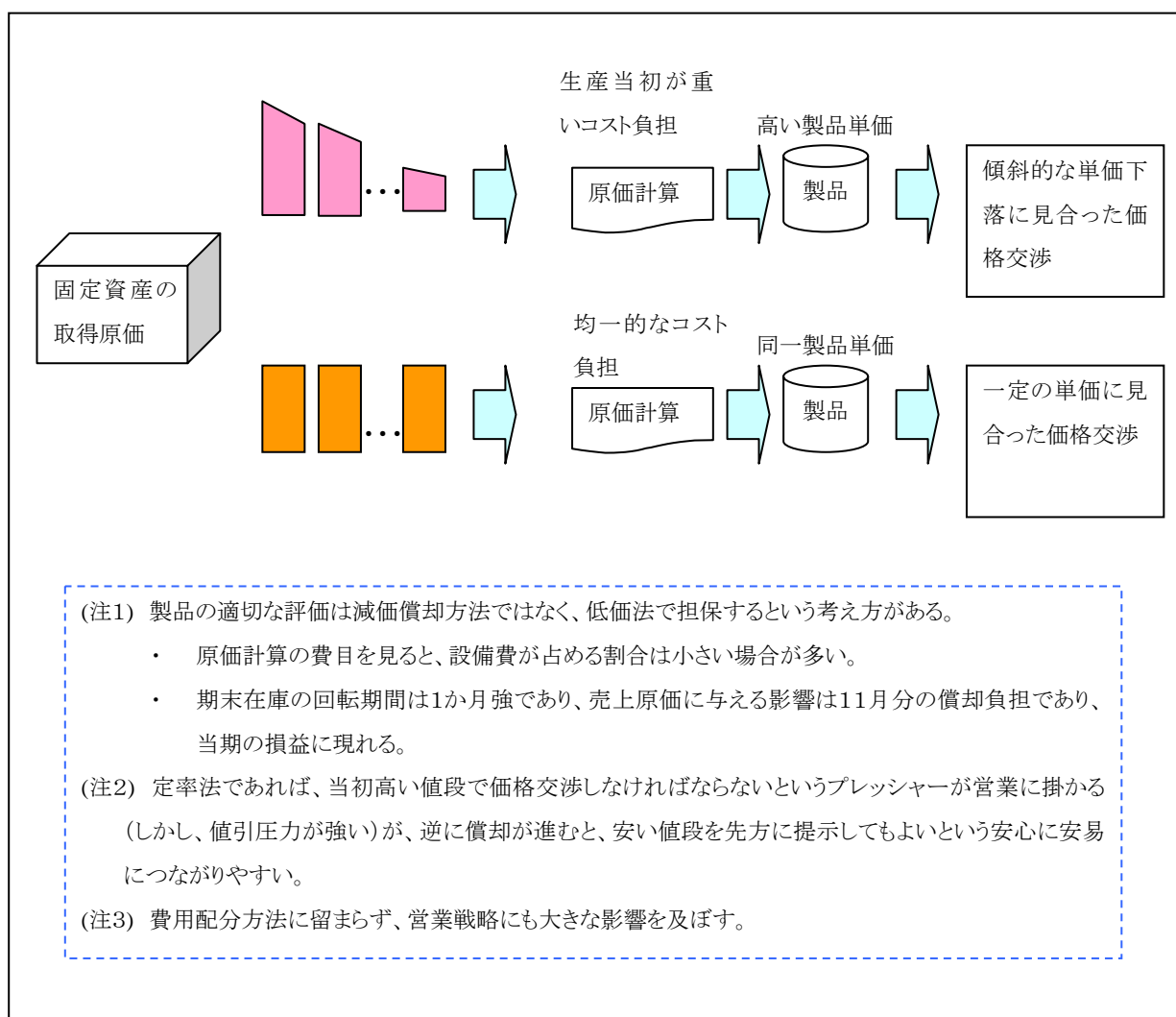
- ① 建物の減価償却方法が定額法のみ限定される改正が行われたことを受け、従来、定率法のみ採用していた企業が、定率法と定額法を併用する方法に変更する事例が著しく増大した。
- ② 賞与引当金が廃止されたことを受け、支給対象期間基準から支給見込額基準に変更する企業が増加した。ただし、すでに、支給見込額基準を採用していた企業が多かったため、変更数は減価償却方法の変更を行った事例件数より少ない。従来は、税法上の取扱いを採用している場合でも大きな誤差はなかったと予想されるが、支給対象期間基準のままでは過剰引当となることが懸念された結果ではないかと考えられる。
- ③ 数値上、直接的に目立ってはいないが、貸倒引当金については、法定繰入率が廃止された影響が見えにくい。金融商品会計基準では、実績率による計上を求めているが、法定繰入率が経済実態と乖離しないこと、その引当金水準が合理的であるとの判断から、実績より若干高めの繰入率を採用している企業が多いのではないかと考えられる。

8.2 税法改正による実質判断する重要性の再認識

減価償却方法を定率法から定額法に変更することは、従来の感覚からはどちらかというと利益操作への懸念が惹起されることから、望ましくない、非難されるべき「会計方針の変更」であるとされていた。しかし、減価償却方法を変更し、固定資産の取得原価を各期に費用配分する金額を変更することは、単に計算方法の変更に留まらず、企業の根本的な販売戦略にも影響を及ぼすことも考えられる。このように企業が経営目標を達成するために使用する資産や人材等の資源の戦略策定に関与できなければ、実質的な会計方針の決定を第三者が行うことは実務上、著しく困難である。

例えば、当初、定率法の計算による減価償却費は、定額法により計算された結果より多額になり、償却開始の当初における製品原価における償却負担割合が高くなるという特徴を有する。このため、最先端技術を必要とする半導体製造産業等で使用される減価償却方法である。一番わかりやすい例は、アメリカの一般的なメーカーでは減価償却計算を定額法で行ない、税務上は投資育成の観点から認められている加速度償却で再計算するケースが多いと聞く。しかし、半導体製造のメーカーの財務諸表をみると、定率法を採用している企業が多いことがわかる。これは、日米を問わず、最先端技術分野におけるキャッチアップが激しく、先行者利益を安定的に継続して享受することは困難なため、また、ライバル企業による製品供給が競合して行われることもあり、できるだけ早期に設備投資額を回収しようとの経営者の投資方針に適っている。

しかし、発売当初における値落ちの激しい半導体製品の営業活動において、先行きは償却負担が軽くなることを前提に商談が進められるのであれば、粗利益を獲得する時期、期間については、まったく期待が持てないことになり、全体として成り立たない事業になる恐れがある。このような観点からは、減価償却方法を定額法とし、平均的な償却費負担に基づく製品原価を基礎として営業活動を行うことが合理的になると考えられる。半導体の製造に関しては、歩留率の上昇が製品原価に与える影響が大きく、また、マーケットにおいて、プライス・リーダーであるかどうかによっても、営業戦略は異なってくることも考えられ、選択された会計処理の内容の開示と同時に、経営者による経営戦略の説明が行われることが、正しく理解されるためには有用である。



9. 会計基準の変更に際し考慮すべき事項

前述の会計基準の変更が企業業績に与えた影響、及び税法改正が企業経営に与えた影響から考えると、会計基準の設定について考慮すべき事項、また、今後、改善してゆかなければならない課題は以下の通りである。

- (1) 経営者は社会（利害関係者）との調整を行いながら経営方針・目標を策定しており、一度、策定された経営方針・目標を変更させるには、相当な軋轢が生じることを予め承知しておかなければならない。軋轢が生じることを配慮すれば、極力、中長期の経営計画に織り込める事前のタイミングで会計基準を設定し、施行する努力が期待される。
- (2) また、会計基準を利害関係者全員に周知させることにより、経営者と利害関係者の利害調整が適時・適切に行われることをサポートすることに繋がるのではないか。
- (3) しかし、経営者が会計の専門知識を有することは必ずしも要求されていないため、会計基準による財政状態及び経営成績が変動するリスクを十分には理解していないことも考えられるため、経営者及び経営陣に対して適切な教育・啓蒙活動が必要ではないか。
- (4) さらに、会計基準はその影響を広く捉えると、社会における利害調整を行うための共有財産である。このため、企業・経営者のみならず、利害関係者全般＝社会に対して、会計の教育・啓蒙活動を行う必要があると考えられる。

10. 会計ルールを共有化するために

10.1 会計基準の利用環境の改善

設定される会計基準を企業のみならず利害関係者にも広く、適時に利用できるようにすることが必要であると考え。企業の経営者が利害関係者に適切な情報を伝達しようとしても前提となるルールが適切に認識されなければ、合理的な理解がなされるとは期待できず、公平性を欠いている。一定時点のルールについては、店頭で販売されている規則集を手にするにより見ることができ、速報性に欠けており、ホームページ上で現時点の情報を入手できるか否かは、情報の速報性が重要視される現代においては絶対的な強みである。いずれにしても、ルールを用いて適切な会計を行う企業サイドに、遵守すべきルールを適時に入手できないという理由を与えている状況を避けなければならないと考える。

平成13年7月に財団法人財務会計基準機構が設立され、当該財団の下部組織としての企業会計基準委員会により、それ以降の新たな会計基準及び適用指針等の開発（企業会計基準委員会では、会計基準の設定を「開発」と称している。）が行われるようになった。従来は金融庁の企業会計審議会が会計基準を設定し、必要に応じて日本公認会計士協会が実務指針を作成してきており、プライベート・セクターによる会計基準の設定に大きく舵取りが変更されたのである。この企業会計基準委員会での活動においては、新たな会計基準の設定に限らず、国際的な会計基準との同等性の確保や従来基準を含めた会計基準の体系化（コーディフィケーション）が重要な仕事として行われている。

会計基準は企業と利害関係者とを結ぶ大事な共通言語であり、この意味で重要な公共財であるが、設立当初は残念ながらそのような認識が希薄であった。そのため、企業会計基準委員会が設

立された当初、会員数が伸びず、活動のための財源が足りないという問題が生じたこともあり、開発された会計基準等を会員にのみ提供することとされた。会計基準は重要な公共財であるにも関わらず、利害関係者の誰もがホームページから企業会計基準委員会が提供する情報を自由に利用できるようなにはなっておらず、早急な改善が望まれる。

上場会社は、別名、「公開会社」といわれるように、一般投資家から資金を調達しており、株主及び取引先等の利害関係者が多いため、何らかの問題が生じた場合には広範な影響を及ぼし、場合によっては大きな社会問題となることも想定される。現在、東京証券取引所に上場する企業を中心に財団の会員加入が増えてきているが、未だ加入していない企業が存在しているのも事実である。このような公開企業については、経営者の意識改革に任せるだけではなく、加入の強制化を進めるべきとの意見もある。しかし、プライベート・セクターとして発足された趣旨を踏まえ、まずは投資家によるガバナンスの結果として、速やかに全公開会社が加入することが望まれる。この加入による財源問題の決着をもって、公共財である会計基準を利害関係者の誰もが利用できる環境作りが整えられるのではないかと考える。いずれにしても、企業サイドは、会計基準設定において当事者であることの意識を高め、基準の設定により、利害関係者との会話が進展するという意味で、受益者であることを理解すべきである。

10.2 設定される会計基準の理解の進展

次に、公共財として提供される会計基準を利害関係者に適切に理解させる工夫が必要である。アメリカの会計基準の一つの問題点に、成文法の体系で会計基準が設定されていないため、一つの会計取引について、複数の会計基準をすべて見ないと最終的な判断ができなということがある。具体的には、リース会計を例に挙げると、財務会計基準審議会（FASB）が公表した会計基準であるFAS13, FAS28, FAS29, FAS98, EITF01-8等にリース取引に関する規定がある。この問題を解決するために、カレント・テキスト・ブックが作成されテーマごとの基準が見られるように工夫はなされてはいる。しかし、基本的には専門家しか利用しない資料であり、周知及びわかりやすさにおいては限界がある。

これに対して、我が国の法体系は、成文法の体系を持っており、会計基準についても従来から基本的に成文法の体系で設定されていた。しかし、金融ビッグバンを迎えるなかで、従来の会計基準と新たに設定することが必要と認められた会計基準の設定作業に際し、既存の会計基準を一度に改正することはせず、新たな会計基準の設定にまずは注力されたのである。この結果、成文法の体系化のなかで、基準が設定されていても、一部については優先順位がわかりにくくなり、混乱が見受けられる状況にある。この意味では、アメリカのステートメント方式における問題が、我が国でも若干見受けられる状況になったため、経営者の一部を含め、利害関係者からのわかりにくいという批判につながっているのではないかと考えられる。さらに一番問題なのは、経営者にとって実感がわからない基準になってしまい、経営責任を感じにくいとの声が聞こえてきており、経営者に期待される利害調整機能が果たして十分に働くか懸念される。

なお、特にアメリカの場合には、監査を行う公認会計士に対し、企業内公認会計士が多数活躍をしており、経理業務及び監査業務の当事者双方が会計専門家であるために、これら会計専門家だけを向いたルール作りに傾倒しているきらいがあると言われることがある。このため、一般的な利害関係者には、殊更わかりにくくなっているのではないかと考えられる。従来から会計制度の設計及び会計基準の設定は、基本的に一定の知識を有する利害関係者を前提として進められて

きた。なぜならば、基礎的な用語の説明を一字一句行わなければならないとすると基準自体が余りにも冗長になると考えられたからである。しかし、経済事象が複雑になり、これらを裁く会計基準もこれに伴って難しくなるにつれて、基準を設定するレベル感が浮世離れしていないか一度確認する必要があるのではないか。会計基準の啓蒙・教育は重要であるが、会計基準としてもわかりやすさを念頭に置いて開発することが必要ではないかと考える。

10.3 経営者による実質判断のサポート

グローバルな国際社会で行われる経済取引は膨大な量に達しており、また、取引自体が複雑になっており、会計基準として設定されるルールは、これらすべての会計事象を踏まえて作成されるわけではない。作成される会計基準には設定されるボリューム面での合理性と、公表されるタイミングが要求される。これらの2つの大きな制約条件を考慮して、可能な限り普遍性を持たせ、望まれるある一定時点で公表されることになる。このため、基準の適用に際しては、会計基準に規定された内容とその前提条件を理解し、当該基準が設定された趣旨を踏まえ、経済実態を反映する実質判断を行うことが経営者に求められている。また、公認会計士に対しては、経営者とは立場は異なるが、監査人としての実質判断に基づく監査の実施が要求されている。

企業の事業活動において様々な経済事象が行なわれるなかで、ある会計事象を会計事実として捉え、円金額で測定することによって財務諸表が作成される。企業で行われる取引を円貨額で測定することにより、財務諸表として一覧性を持たせて、利害関係者に提供しているのである。この手続きに際しては、会計事象を円単位で表現する必要があるため、経営者の実質判断が行使され、公認会計士が監査を実施している。この経済的実質判断こそが、会計及び監査に要求される本質である。経済的実質は環境・時点が異なれば、当然結果が異なることが当然と考えられ、その時点での最善の見積（Best estimate）が具現化されたのが財務諸表である。そのため、一定時点で知りうる情報に基づいて、経営者による最善の見積が適切に行われることを担保するには、事後的に第三者によって監視するというだけではなく、会計基準や制度にセーフハーバーを設定する必要があると考える。

例えば、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損における回収可能性の判断に際しては、将来期間の何年にも及ぶ将来キャッシュ・フローを見積る必要がある。また、退職給付会計の適用に際しては、将来に向けてのコミットメントを行わなければならない。その時点で知りうる情報に基づいて最善の見積を行ったにもかかわらず、その後の状況変化があったことを受けて、その後の情報に軸足を置いて過去の評価を行うだけでは、経営者の判断を無視することと同様ではないかと考えられ、また、経営者の責任を著しく過重ならしめているのではないかと。

10.4 非会計情報による会計情報の補完

経済取引が複雑になり、意思決定情報としてのディスクロージャーが求められるなかで、経営者による実質判断・見積が重要な要素としてクローズアップされてきている。しかし、見積はその結果が重要視されるのは当然としても、見積である以上ずれが生じる。このような見積にずれが生じた場合、その見積に至った経緯の説明が合わせて提供されていれば、財務諸表の利用者自身の予測に資すると考えられる。特に経営者に実質判断を要求する場合には、会計情報だけでは表現できない事項について、非会計情報として提供するのが有用であり、現在の見積要素が大きい比重を占める会計において、その重要度はさらに高まっていると考える。

10.5 緊急問題を解決する組織の設立

意思決定情報を適時・適切にディスクロースすることの重要性が高まると、当然のこととして経営者として実質判断を求められ、比例して見積要素が増える結果に繋がっている。会計事象によっては、その影響金額が企業の財政状態及び経営成績に比して著しく多額に上る場合もあり、ゴーイングコンサーン問題に発展するケースもある。このような見積要素は、将来事象について予測する部分が多く、また、会計基準の解釈自体も難しいケースが増加してきている。このような場合、まずは当該企業に関与する公認会計士が経営者の判断を一義的に評価するが、必要に応じて監査法人内部、場合によっては企業会計基準委員会や日本公認会計士協会などで一定の解釈が行われているが、全般的な解釈を与えるまでには至っていない。実質判断である以上、一定の解釈の幅が生じるのは当然としても、一定のレベル感の共有は重要ではないかと考えられる。企業会計基準委員会は会計基準等の開発を行っているが、スタッフ数は有限であり、また、日本公認会計士協会は会計基準等の設定主体でなく、自らの解釈を広く知らしめる立場ではないとの縛りがある。これらの状況からは、企業の駆け込み寺的な組織の設立が広く望まれているのではないかと感じている。基本的には、企業会計基準委員会を中心として、緊急問題を解決する組織を設立することがよいと考えるが、この組織の設立により、相談に上がるような会計事象が存在することが会計基準の設定当事者に適時に認識され、必要とされる会計基準の開発もタイムリーに行われる契機になるのではないかと考えられる。また、このような組織が設立されれば、実質判断を経営者や公認会計士に求めるだけでなく、社会全体として一定のレベルを維持するためにも有効であり、会計基準の実効性についても一層の改善が期待される。

会計ルールは、適切な情報を適時に利害関係者に提供するために有効であることが求められている。しかし、契約行為を含め企業間取引の派生形は広がりを見せている。一つの形に拘泥せず、新たな形態・手法を追い求めることも企業努力の一つと考えられるからである。このためいったん設定された会計基準では明文的に規定できていない会計事象が発生するのは、ある意味で当然のことである。このような場合であっても、基準設定に際しての趣旨に基づいて判断できる場合もあるが、基準設定時の前提条件が大きく異なるような場合には、基準の利用者は解釈の幅の適用に難しい判断が要求されることになる。

10.6 公認会計士による問題事例の公表

実質判断を求められるもう一つの当事者が公認会計士である。会計ルールが現在のルールまでに複雑になり、解釈の余地が広がってくると、会計ルールの説明だけでは正しい解釈が理解されない恐れがある。このような問題を解決し、ルール運用上の一定のレベル感を共有するために、公認会計士はプロフェッションや守秘義務の縛りに過度に萎縮しないで、問題事例や不合理な事例についてケース事例の提供を行う必要があるのではないかと考える。特に係争事件の場合には、その事件の内容について最終の判決が出される前に、何らかの公表を行うことは、司法上の判断に影響を与えることも予想されるため、一律に規定することは難しいが、それでも一つでも多くの事例を広く利害関係者に提供するとの姿勢でよいのではないかと考える。現時点で提供されている事例は極僅かであり、業界全体としてのレベルの底上げが当面の目標であろう。この業界全体のレベル底上げの後で、社会全体のレベル・アップと体系化を進展させればよいと考える。この努力の結果、多くの利害関係者に対して監査の理解も進展するのではないかと期待される。

10.7 会計基準の総括

金融ビッグバンの前夜から今日まで約10年間、会計基準の整備に関係者の貴重な時間がひたすら注力されてきた。また、同時に、国際的な会計基準との同等性や従来からの基準の体系との整合性の確保に可能な限りの配慮がなされてきた。このような状況を鑑みると、現時点でいったん今までの活動の結果を総括する必要があるのではないかと考える。現時点の会計基準の適用に関してどのような実務上の問題点があるのかについてのフィードバックは、部分的にしか行われていない状況である。もし、基準設定時に予見しえなかったような問題が生じているとすれば何なのか、それは基準の解釈を与えるだけで解決できるのか、基準の見直しが必要なのか、それとも新たな基準の設定までもが必要とされているのか等について、監督官庁、証券取引所、会計基準の設定主体、経済団体、機関投資家、財務諸表の利用者、及び審判役である公認会計士等が共通の認識を持って議論することが、次のステップにゆくために有効であると考えられる。